

令和 6（2024）年度 ドローン宅配社会実装サポート事業 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

本市は平成 28（2016）年 1 月の国家戦略特区指定を契機に、東京湾臨海部の物流倉庫から、ドローンにより海上や河川の上空を飛行し、幕張新都心内の超高層マンション各戸へ生活必需品や医薬品（処方薬を含む）等を配送するドローン宅配構想を掲げ、各種実証実験に取り組んできた。

本実施要領は、本市が千葉市ドローン関連事業実施要綱（以下、「事業実施要綱」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に定めるドローン宅配社会実装サポート事業の実施に関し、事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 事業概要

（1）事業内容、補助対象

千葉市未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）のとおり

（2）補助率・補助上限

1 件あたり補助対象経費の 2 / 3、補助上限 8,000,000 円

（3）採 択 件 数

原則 1 件。ただし、選定委員の審査により、複数件採択することがある。

（4）事業実施期間

事業者の提案採択後、補助金交付決定の日から令和 6（2024）年 9 月末日まで

（5）その他

ア 本事業に係る財源の執行上の措置が整わなかった場合、事業を中止する。

イ 事業実施要綱第 2 条第 4 項に定める支援のほか、必要に応じて国家戦略特区制度（地域限定型規制のサンドボックス制度）の活用について本市が支援を行う。

3 公募要件

（1）公 募 要 件

①実施内容

ア 配達時間の短縮等による利便性の向上や、物流業界が抱える人手不足、ラストワンマイルの問題、配送コストの削減、外出困難者支援等の課題解決に寄与する事業であること

イ 社会実装に向けた民間事業者による継続的なサービス提供が期待される事業であること（単発のイベント実施、単なる技術検証のみは不可とする）

ウ ドローン宅配構想実現に向けたこれまでの取組みを踏まえ、かつ、都市部におけるビジネス化を前提とした事業であること。当該事業においては事業者、配送品、配送ルート、採算性等のビジネスモデルを考慮し、実証実験後にビジネス化への課題、成立のための条件等を提示すること。

※ドローン宅配構想実現に向けたこれまでの取組みは、以下の千葉市ホームページを参照のこと

https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/tokku/effort_drone_2.html

②対象事業者

ア 補助金交付要綱第 3 条に掲げる要件を満たすこと

イ ドローン実機、ソフトウェア、サービス運営、運用保守など、社会実装を見据えた機能を一元的に提供できる事業者が参画すること

③ドローンの規格等

ア 補助金交付要綱第2条第1号に掲げる要件を満たすこと

イ ドローンを活用したサービス提供、技術実証等を行う場合においては、航空法及びその他法令の遵守及び安全管理を徹底すること

④実証地域

千葉市内（千葉市域を含めた広域的な地域での実証は可とする）

⑤実証期間

6か月程度（7月末までには実証実験を実施し、9月末までには実績報告を行うこと）

⑥その他特記事項

ア 実証で得られたデータ等の検証及びその検証データを市に提供すること

イ サービス提供による利用料、寄附金や広告料などの収入及び国、地方公共団体等の補助金などは、補助対象経費から控除すること。ただし、開発費等の補助対象外経費が発生している場合は、当該経費に充てることは差し支えない。

ウ 市等が主催するイベント・セミナー等でのデモ飛行・事例発表等による普及啓発等に協力をすること。

エ 普及啓発のため、実証の様子を撮影した映像等の市への提供に協力すること。

4 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

①公募開始日 令和6（2024）年3月1日（金）

②質問受付締切日 令和6（2024）年3月8日（金）

③質問回答日 令和6（2024）年3月13日（水）

④参加申込受付締切日 令和6（2024）年3月18日（月）

⑤選定委員会開催 令和6（2024）年3月下旬※詳細は参加申込者へ個別に連絡する。

⑥選定結果通知 令和6（2024）年4月上旬まで

(2) 質問の提出について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

①受付期間 令和6（2024）年3月8日（金）午後5時まで

②質問方法 下記電子メールアドレス宛てに質問書を提出すること。

なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。

電子メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp

③回答 質問に対する回答は千葉市ホームページに令和6（2024）年3月13日（水）までに掲載する。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

(3) 参加申込について

下記書類を提出すること。なお、様式第3号、予算計画書（任意書式）及び企画提案書（任意書式）の副本については、企画提案参加申込者（共同企業体の場合は構成員を含む）が判明・特定できる表現（社名やロゴ等）を一切使用しないこと（連携・協力事業者等は除く）。

①提出書類 ア 様式第1号 企画提案参加申込書（1部）

イ 様式第2号 会社概要書及び業務実績調書（1部）

※会社概要書については様式第2号の内容が記載されている会社案内パンフレットでも可（共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての会社概

要を記載すること)

※業務実績調書については過去5年間における本事業に関連のある事業(実施中、受託中のものを含む)を記載すること(共同企業体の場合は代表企業、構成員どちらの業務実績を記載しても構わない)

※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること

ウ 任意書式 予算計画書(経費内訳書)(8部:正本1部、副本7部)

※補助対象経費については、補助金交付要綱に記載のとおり

※本事業実施に係る経費について、補助対象外経費も含め、出来るだけ具体的な内訳を記載すること

エ 様式第3号 企画提案概要書(8部:正本1部、副本7部)

※本実施要領「5 事業者選定」記載の審査の着目点別に内容を記載すること

オ 任意書式 企画提案書(8部:正本1部、副本7部)

カ 様式第4号 共同企業体等一覧表(1部)

※共同企業体の場合のみ

キ 様式第5号 委任状(共同企業体等)(1部)

※共同企業体の場合のみ

ク 参加資格確認書類(各原本一部提出のこと)

※千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者は登記事項証明書及び印鑑証明書のみ提出してください。

※発行日は、個人事業主が提出する開業届の写しを除き、すべて申請日から3か月以内のものとしてください。

(ア) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

※個人事業主は、国又は県に提出した開業届の写し

(イ) 印鑑証明書(代表者印)

(ウ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)

※個人事業主は、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2)

※電子データを原本とする場合は、電子データを tokku.POF@city.chiba.lg.jp 宛てに提出すること

(エ) 事業所所在地の都道府県税に未納がないことの証明書

(オ) 事業所所在地の市町村民税又は特別区民税に未納がないことの証明書

②提出方法 持参又は郵送

③提出期限 令和6(2024)年3月18日(月)午後5時までに必着

(土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで受付)

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

④提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所6階 千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

⑤その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書(任意書式)を持参又は郵送にて提出すること。なお、参加辞退届出書には以下必須項目を記載すること。

必須項目:日付、商号又は名称、代表者氏名(代表者印を押印すること)、辞退理由

(4) プレゼンテーションについて

- ①実施日 令和6（2024）年3月下旬※詳細は参加申込者へ個別に連絡する。
- ②出席者 業務実施責任者を含む3名まで
- ③内容 企画提案内容の説明及び質疑応答
- ④時間 1者につき15分以内（質疑応答を除く。）
- ⑤その他
 - ・プレゼンテーション選考は非公開とし、実施方法（対面、WEB開催など）、日時等の詳細は参加申込の受付後に別途連絡する。
 - ・プレゼンテーション実施の際は、提出した企画提案書のみを使用すること。
 - ・使用する備品等は、すべて提案者にて用意すること。（プロジェクター、スクリーン及びコンセントは千葉市にて用意する。）

(5) 選定結果の通知について

- ①通知日 令和6（2024）年4月上旬までに通知
- ②通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知し、千葉市ホームページで公表。
ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

5 事業者選定

- (1) 千葉市が設置する選定委員会の選定委員が、審査基準に基づいて、提出された企画提案概要書等及び別途実施するプレゼンテーションをもとに審査を行い、原則として、合計点数が最も高い1者を選定する。なお、採用の可否については、選定委員会の選定委員の配点（1人あたり100点）の合計に対して、採点合計が6割を超えるか否かを基準とする。不採択の提案についても、内容に応じて財政面以外の支援をする場合がある。
- (2) 複数の提案を選定する場合の補助額は、補助上限額を限度に合計点数が最も高い者から優先的に配分し、予算上限に達し次第終了とする。この場合における補助額は、予算残額を上限額とする。
- (3) 企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。
- (4) 選定にかかる審査項目及び配点は次のとおりとする。

【審査項目及び配点（100点満点）】

審査項目 (配点)		審査の着目点 ※様式第4号企画提案概要書 記載事項		配点 基準
1	課題解決 (10)	配達時間の短縮等による利便性の向上や、物流業界が抱える人手不足、ラストワンマイルの問題、配送コストの削減、外出困難者支援等の課題解決に寄与する事業となっているか。		10
2	事業内容 (50)	技術・サービス実証	本市のこれまでのドローン宅配構想実現への取組みを踏まえた技術及びサービスの実証となっているか。また、現行法上の規制緩和を必要とする場合に対象となる規制事項が明確になっているか。	20
		ビジネスモデルの構築	ビジネスモデルは採算性及び事業の継続性が見込めるものであり、構築に向け必要な検証項目や検証方法が具体的に示され、社会実装が期待できるものとなっているか。	20
		安全対策	ドローンの離着陸及び飛行時において、第三者や飛行経路にある施設の管理者等に対する安全対策が講じられているか。	10
3	今後の展開 (20)	民間事業者によるサービス化に向け、課題やスケジュールなどのロードマップが示され、更なる発展のため継続的な取組みが期待できるか。		20
4	運営能力・事業実施体制 (20)	本事業に関連のある事業実績、成果を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。		10
		運営は組織化され、適切な人員配置、指導・監督体制が整備されているか。また、確実な実施、運営のための工程表等が提示されているか。 ※本業務の実施体制図（総括責任者、業務実施責任者等の組織体制図）、工程表を添付し提案すること。		10

6 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 事業者要件を満たさない場合
- (2) 本実施要領を順守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が公募要件に示された条件に適合しない場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

7 その他

- (1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 企画提案書等は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) その他、本事業遂行上発生した問題等については、千葉市と選定された事業者の協議のうえ、対応を決定することとする。